

令和2年度事業計画書

社会福祉法人
富里市社会福祉協議会

目 次

基本方針	2
社会福祉事業	
1. 法人運営事業	3
2. 地域福祉活動推進事業.....	4
3. ボランティアセンター運営事業.....	5
4. 共同募金配分金事業	6
5. 受託事業	7
6. 貸付事業.....	9
7. 法人後見事業.....	9
公益事業	
8. 福祉センター管理運営事業.....	9
9. 地域公益事業.....	10
その他の事業	
10. 共同募金活動.....	10
11. 富里市シルバークラブ及びゲートボール協会事務局.....	10

令和2年度 社会福祉法人富里市社会福祉協議会事業計画

○基本方針

近年、富里市においても少子高齢化、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域住民同士の関係性の希薄化、社会的貧困などにより、福祉ニーズは多様化しております。

このような状況の中で、富里市社会福祉協議会においては平成29年度に第2次地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、「手をつないで広げよう！助け合い・支え合いの輪」を基本理念として地域福祉の推進に努めております。今年度は計画の折り返し地点を過ぎ、昨年度行った見直しや評価の結果に基づき、改めて目標に向けて各事業に取り組んでいく年となります。

また、昨年9月の台風被害に伴い、災害ボランティアのコーディネートを初めて実施しました。市の災害対策本部等と連携を取りながら、被災した市民からの様々なニーズやボランティアの皆様への対応を行い、一定の成果を上げることができました。

今回の災害の教訓として日ごろから十分な準備を行うとともに、「助け合い・支え合いの輪」の構築をより推し進めていく事で、災害にも強い地域づくりを目指して参ります。

財政面においては、相変わらずの厳しい状況にありますが、災害への活用等、効果を明確に示すことができる、会費や共同募金のさらなる確保に努めるとともに各事業において一層の経費削減に努めてまいります。

○重点目標

（1）地区社会福祉協議会と各種団体や専門職との橋渡し

地区社会福祉協議会への情報共有や活動支援に加え、その他の地域団体やボランティア団体との連携をつなぐ役割を担い、地域住民の実情に合わせた福祉活動の展開に努めます。

（2）ボランティアの拡充と災害ボランティアセンターの整備

外出支援や介護予防ボランティア講座や災害ボランティアセンター講座を開催し、地域の支え合いを実践する担い手の育成を実施していきます。

（3）法人後見事業の強化

今後、認知症高齢者の増加や、単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、制度の利用の必要性が高まっていくと考えられることから、事業の充実を図るべく、相談支援体制を整え、事業の利用促進につなげます。

（4）地域における公益的な取り組みの実施及び検討

現在事業展開をしている高齢者サロン事業に加えて、新たな公益事業の実施に向けての調査研究を実施します。

社会福祉事業

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

①理事会及び評議員会の開催 《予算、決算、事業計画等の審議他》

②監査の実施

監事による監査 年1回 《決算書等の監査》

内部会計監査 年4回 《試算表等の監査》

(2) 会員及び会費

地域福祉事業を推進するため、6月から7月の推進期間を中心に、区長会を通して一般会費の納入を依頼するとともに、広報紙やホームページをはじめさまざまな媒体を活用して社会福祉協議会の活動や会費の使い道や重要性を分かりやすくPRし、一般会員賛助会員、協力会員、団体会員それぞれの募集に取り組む。

①一般会員

会費（一口）	支部	加入世帯数
500円	110	11,401

②賛助会費

会費（一口）	会員数	口数
3,000円	69	129

③協力会費

会費（一口）	会員数	口数
1,000円	15	15

④団体会費

会費（一口）	会員数	口数
5,000円	52	102

(3) 寄付金品の受入

寄付者の意向を確認し、一般寄付については福祉基金への積立をし、指定寄付については運用資金への積立をするとともに、必要に応じ事業活動に有効活用する。また、寄付物品については、貸出用として活用するなど適切に運用していく。

(4) マイクロバス貸出

福祉団体等の研修、または福祉目的の活動を推進することを目的にマイクロバスの貸出を行う。

利用期間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

利用時間：8時30分～17時00分

運行範囲：千葉県内

定員：15名＋補助イス5名＋車イス2台(2名)

(5) 職員の資質向上

組織の力を高めていくために、職員の専門的な知識や資質の向上を図る。

県社協をはじめ、様々な機関で開催される研修等に積極的に参加する。また、社会福祉に関する情報収集等に努める。

2. 地域福祉活動推進事業

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談所は、市民の生活上の悩みごとや心配ごとをもった方々の相談に応じ、個々の問題について適切な助言や指導にあたり、明るい家庭生活に導き地域福祉の向上を図ることを目的とする。

日時：毎週火曜日10時00分～14時30分(月1回は人権・行政との合同相談)

場所：富里市福祉センター2階 相談室

(2) 団体活動助成事業

地域ぐるみ福祉振興基金の助成をうけ、民間の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉活動の基盤を整えるためボランティア団体等への助成をする。

(3) 地区社会福祉協議会

小学校区を単位とした8地区社協の小地域における地域福祉活動の充実、育成を図るために事業運営費を助成するとともに、高齢者の交流会や子育て支援などの活動に対する相談等に応じ支援する。また、地域の特性などをよく理解し、地域住民が中心となり活動が充実するよう支援する。

地区社会福祉協議会の活動等について、ホームページや広報等で広くPRし、参加者を増やす工夫をする。

(4) 地域ぐるみネットワーク事業

①富里市福祉まつりの開催

出会い・交流の場として、また福祉のPRの場として幅広い人々が安心して参加し、身近な福祉と地域福祉の活性化につなげることを目的として開催する。

福祉の向上に功労のあった個人または、団体に対しその功績をたたえるため表彰状および感謝状を贈呈する。

(5) 福祉機器貸出事業

福祉用具の貸出を一時的に行うことで、生活の向上が図られる市民を対象に、原則3ヶ月を期限とし無料で車椅子の貸出を行う。なお、公的制度の対象となる方は制度を優先する。また、福祉教育等の体験学習などにも積極的に貸出をする。

3. ボランティアセンター運営事業

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と連帯を図ることを目的にボランティアセンターの積極的な運営に取り組む。

(1) ボランティアコーディネーターの設置

ボランティア活動の相談、登録、斡旋、広報活動などを行うためボランティアコーディネーターを置く。また、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険への加入を勧める。

開設日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

開設時間：8時30分～17時15分

(2) 講習会等の開催

地域福祉の担い手であるボランティアの育成等を目的とし、各種講習会を開催する。

開催予定講座：ボランティア入門講座・外出支援ボランティア講座

介護予防ボランティア講座・災害ボランティア講座

夏休みボランティア体験

4. 共同募金配分金事業

(1) 高齢者交流ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・ふくし寄席交流会の開催
共同募金配分金事業の一環として市内に居住する高齢者、障がい者の方を対象に健康増進のための運動を目的に、ゲートボール競技を通じて交流を図る。

また、グラウンドゴルフ大会を開催し、スポーツを通して高齢者等とのふれあいや親睦を図り健康増進に努める。

さらに、ふくし寄席交流会も引き続き8地区共同開催で行い、その機会に情報交換や地域住民のニーズを把握し、更なる高齢者福祉の活性化を目指す。

(2) 給食サービス事業

在宅福祉事業の一環として市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの方を対象に食事を提供することにより、健康状態の把握や安否確認を行い、万一の事態を事前に把握処理するとともに、日常生活上のよき話し相手となり社会的孤独感を和らげ、福祉の充実を図る。

毎月第2、第3木曜日（ただし、8月を除く）を実施日とし福祉センター調理室を利用し、栄養士の指導、献立によりボランティアが調理し、配食ボランティアが利用者宅へ届ける。

(3) 災害見舞金の支給・応急援護費交付事業

①災害見舞金

災害(火災及び風水害等の非常災害)が発生したとき機を失せず被災者に対して見舞い、心身の安定、慰めと更生意欲とを助長し、助け合いの精神の高揚を図る。

②応急援護

富里市における市民並びに本市を通過する旅行者で、福祉に関する法律の適用に該当することなく、早急に援護を必要とするものを救済する。

(4) 広報活動事業

市社会福祉協議会の情報紙として広報紙「社協のふくしさえ愛」を発行することにより市民への福祉情報提供や福祉サービス、福祉制度をお知らせする。また、ホームページを活用し、より一層の情報提供に努め、社会福祉協議会のPRにもつなげていく。

発行予定 年3回（6月・10月・3月）

(5) 福祉団体等助成事業

富里市内の福祉活動団体等及び民間福祉施設に助成金を交付し、地域福祉活動の促進を図る。

(6) 歳末たすけあい配分事業

共同募金運動(社会福祉法112条)の一環として、歳末たすけあい運動を展開し本年度に募った募金の実績額を配分し、地域住民やボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設、地区社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、歳末見舞事業と地域ふれあい事業を実施する。

5. 受託事業

(1) 移送サービス事業

在宅の要介護、要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者を対象に外出支援サービスを提供することにより、社会参加の促進、健康の増進及び家族の介護支援を図る。

利用目的：医療機関、官公庁、福祉施設、金融機関等への送迎

運行範囲：市内及び近隣市町とし片道20km以内

運行日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

運行時間：9時00分～16時00分

利用回数：一人月4回まで

利用料金：課税世帯 片道400円 非課税世帯 片道200円

(2) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

心身に障がいのある方やその家族の方からの相談に応じ必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用援助を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行うことにより地域で安心して暮らせるよう、また自立した生活を営むことができるように支援する。また、相談支援事業を効果的に実施するために自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関との連携、社会資源の開発・改善を図る。

②指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

福祉サービスを利用する方々の「サービス等利用計画」を作成する。また計画を一緒に立てる事でサービスをスムーズに利用できるよう情報提供や、調整等の支援を行う。

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。

また、償還が滞っている世帯に対しては、生活状況の把握に努め、家計の見直しをはじめとする生活相談を行い償還につながるよう支援していく。

(4) 臨時特例つなぎ資金貸付事業

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援する。

(5) 日常生活自立支援事業

千葉県社会福祉協議会の受託事業として、富里市内に居住し日常生活を送る上で、判断能力の十分でない高齢者や障がい者が、地域で安心して生活できるよう、必要な福祉サービス利用援助や金銭管理を利用する方との契約により行う。

〈サービス内容〉

①福祉サービス利用援助

各種福祉サービスを利用したり、やめるために必要な情報提供や、手続きをする。

②財産管理サービス

医療費や税金、公共料金等の支払いのお手伝いや、預金から生活に必要な費用の払出しのお手伝いをする。

③財産保全サービス

年金証書や預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印など大切なものを、銀行の貸金庫で保管する。

(6) 高齢者地域コミュニティ形成事業

8地区社会福祉協議会と連携協力のもと、市内在住の高齢者に対し、多年にわたり社会に尽くされたことに感謝するとともに、孤独を防ぎ、心身の健康を保持し、住み慣れた地域で安心して日常生活が営めるよう地域コミュニティの形成に向けた事業を行う事を目的とし、各地区での敬老行事を実施する。

6. 貸付事業

(1) 小口資金貸付事業

富里市内で生活保護の見通しがつきながら、間に合わない場合のつなぎ資金として、一時的に融通し、健全な家庭に立ち直らせることを目的に5万円を限度として貸付を行う。

7. 法人後見事業

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではなく、自身で契約や財産の管理等をすることが難しい方に対し、本会が法人として成年後見人等に就任し、その方の判断能力を補い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する。

公益事業

8. 福祉センター管理運営事業

富里市地域福祉センター及び富里市老人福祉センターの管理に関する基本協定書により市と指定管理契約を交わし、公の施設として適正な管理・経営を実施し、富里市社会福祉協議会の特性を活かした運営に努める。

開館日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

開館時間：9時00分～17時00分

利用方法：事前申込が必要

9. 地域公益事業

市内在住の65歳以上の一般高齢者を対象に趣味の活動や茶話を通しての居場所づくりを行うほか、閉じこもり高齢者等の実態把握として利用対象者を見つけ出す機能や介護予防機能を持たせたサロン活動を展開していく。

実施日：毎週火曜日（祝日・年末年始を除く）

開催時間：9時00分～15時30分

対象者：市内在住で65歳以上の一般高齢者等

その他の事業

10. 共同募金活動

千葉県共同募金会富里市支会として、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動を行う。

(1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）

厚生労働大臣の告示によって定められた期間において、千葉県共同募金会と協力して募金運動を展開する。戸別世帯、職場、学校、法人等に働きかけ広く募金運動を周知し地域福祉の推進への関心を高める。

(2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）

共同募金運動の一環として募金運動を行い、集められた募金は、歳末見舞事業、地域ふれあい事業に活用する。

11. 富里市シルバークラブ連合会及びゲートボール協会事務局

老人福祉センターの利用促進と、高齢者の健康保持、生きがいつくり等高齢者福祉の増進を図るため、富里市シルバークラブ連合会及び富里市ゲートボール協会への支援を行う。また、福祉センターに事務所を置く社会福祉協議会が事務局を行うことでシルバークラブ連合会との協力体制を強化し、地域福祉の推進を目指す。

(1) 富里市シルバークラブ連合会

- ① 千葉県老人クラブ連合会・印旛地区高齢者クラブ連合会・富里市内単位クラブ及び行政各機関等関係団体との連携
 - ・新任会長研修　・リーダー研修会　・定例理事会
 - ・連合会長・事務担当者合同会議　・女性委員会　・参与会議
- ② 単位クラブの育成・強化及び会員の加入促進
 - ・健康体操・介護予防教室を通じた会員の加入促進
 - ・研修旅行を通じた単位クラブ間の交流・連携の強化
- ③ 高齢者の生きがい対策の推進
 - ・ゲートボール大会　・グラウンド・ゴルフ大会　・囲碁・将棋大会
 - ・特選演芸会　・芸能大会　・カラオケ大会　・大運動会　・友愛活動
- ④ 社会奉仕活動等への参加
 - ・社会奉仕の日　・福祉まつりへの参加　・スイカロードレース協力
 - ・各地域での奉仕作業　・地域での見守り活動　・昔遊び伝承指導
- ⑤ その他、高齢者福祉施策の推進
 - ・交通安全・防犯講習会　・健康講座　・ニュースポーツ普及講習会

(2) 富里市ゲートボール協会

協会主催のゲートボール大会を、福祉センターゲートボール場を会場に開催する。
また、他市との交流試合に参加する。